

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例（平成１７年条例第１２０号）の一部を次のように改正する。

- （１）次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
附 則 （平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例） 25 当分の間、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税に係る第24条第１項第４号に該当する者に係る減免については、同項中「減額し、又は免除することができる。ただし、第４号に該当する者に係る減額又は免除については、同号に規定する資格取得日の属する月以後２年を経過する月までの間に限る。」とあるのは、「減額し、又は免除することができる。」とする。	附 則

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の春日部市国民健康保険税条例の規定は、平成２２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２１年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。